

# 役員報酬規程

社会福祉法人 慈 惠 会

# 役員報酬規程

## 第1条 目的

この規程は、社会福祉法人慈恵会 **定款第21条**(役員報酬等)により報酬に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2条 報酬の支給

役員報酬については、その地位にあることのみによっては支給しない。勤務実態に即しての支給とする。

## 第3条 支給方法

理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、監査に出席の報酬は都度現金で支給する。勤務報酬は、決定月額として毎月10日に銀行振込をもって支給する。ただし、支給日が休日の場合はその前日とする。

## 第4条 支給の額

報酬は勤務実態により、役員報酬月額表(別表1)・役員報酬日額表(別表2)・役員報酬年額表(別表3)の定めるところによる。

## 第5条 雑則

この規程に定めない事項については、その都度理事会にて決議するものとする。

## 附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和2年 4月10日から施行する。

(別表1) 役員報酬月額表

区 分	報 酬 月 額
2日/月 以上の勤務実績のもの	50,000 円
3日/月 "	100,000 円
5日/月 "	150,000 円
6日/月 "	200,000 円
8日/月 "	250,000 円
10日/月 "	300,000 円
13日/月 "	400,000 円
16日/月 "	500,000 円

(別表2) 役員報酬日額表

区 分	報酬日額 (源泉所得税を除く)
理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席した場合	5,000 円
監査に出席した場合	5,000 円

注(1) 表中の職務にかかる一日あたりの報酬額(源泉所得税を除く)は、1名につき5,000円を上限額とし、一日の職務が複数となった場合でもこれを超えないこととする。

(別表3) 役員報酬年額表

区 分	会計年度上限額 (一人あたり)
理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席した場合	50,000 円 (源泉所得税を除く)
監査に出席した場合	20,000 円 (源泉所得税を除く)
通常勤務	6,000,000 円

# 評 議 員 報 酬 規 程

社会福祉法人 慈 惠 会

# 評 議 員 報 酬 規 程

## 第1条 目 的

この規程は、社会福祉法人慈恵会 定款第8条(評議員の報酬等)により報酬に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2条 報酬の支給

評議員の報酬については、その地位にあることのみによっては支給しない。職務実態に即しての支給とする。

## 第3条 支給方法

評議員会出席の報酬を都度現金で支給する。

## 第4条 支給の額

報酬は職務実態により、評議員報酬日額表(別表1)・評議員報酬年額表(別表2)の定めるところによる。

## 第5条 雑 則

この規程に定めない事項については、その都度理事会にて決議するものとする。

## 附 則

この規程は、令和2年 4月10日から施行する。

(別表1) 評議員報酬日額表

区 分	報酬日額 (源泉所得税を除く)
評議員会に出席した場合	5,000円

(別表2) 評議員報酬年額表

区 分	会計年度上限額 (一人あたり)
評議員会に出席した場合	50,000円 (源泉所得税を除く)